

第17回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成23年1月27日 13:30-15:00

場 所：経済産業省別館11階 1111号会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員、森口委員

1. 国内クレジットの認証等

- ・ 資料1に基づき、今回の委員会までに認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、審査機関による実績確認結果を事務局より説明。審議の結果、23件の国内クレジット認証申請について、認証され、計11,577 t-CO₂の国内クレジットが発行された。

2. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料2に基づき、今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、審査機関による審査結果を事務局より説明。審議の結果、66件の排出削減事業（うちプログラム型排出削減事業は4件）について承認された。
- ・ 資料3に基づき、今回の委員会までに提出のあった111件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は6件）について事務局より報告が行われた。

3. 排出削減方法論の承認等

- ・ 資料4に基づき、前回の委員会（平成22年12月10日）までに申請を受け付けた排出削減方法論（継続審議の1件を除く）について、パブリックコメント（12月14日～12月28日に募集）の結果と、各種承認要件に係る審査結果を事務局より説明。審議の結果、5件（うち排出削減方法論の修正は1件）の排出削減方法論について承認された。
- ・ 資料5に基づき、今回の委員会までに提出のあった5件の排出削減方法論（うち排出削減方法論の修正は1件）について、事務局より報告が行われた。

4. その他

- ・ 資料6に基づき、排出削減方法論炭素排出係数の改定（案）について事務局より説明。審議の結果、承認された。

- ・ 資料7に基づき、審査員制度の今後の運用（案）について事務局より説明。審議の結果、承認された。
- ・ 資料8に基づき、様式制定・改定（案）について事務局より説明。審議の結果、承認された。
- ・ 次回委員会は、当初の予定を変更し、平成23年3月23日（水）13時30分～15時00分に開催する予定とした。

5. 委員の発言及び質疑

<排出削減事業の承認等について>

（森口委員）

- ・ 事業番号438と495の太陽熱を利用した熱源設備の新設案件について、方法論との関係で事業実施前後ともに「エネルギーの使用量」という表現になっているが、実施後の使用量は実際に熱量として利用できた量で、実施前の使用量は効率で割り戻した燃料としての使用量である。言葉としては同じ「使用量」だが、事業実施前後では内容が異なるということに気づいたので、方法論の表現の修正までは必要ないかもしれないがコメントしておく。
- ・ また、今回熱量を計測しているが、どこで熱量を測っているのか審査機関から説明をお願いしたい。

（審査機関）

- ・ 蓄熱槽の手前にモニタリングポイントがあり、蓄熱槽の出口から使用端までの配管からの放熱ロスと、蓄熱槽での放熱ロスを詳細に計算し、そのロスが十分小さいことを確認している。

（森口委員）

- ・ 注意を払って審査していることが確認できたので、本件は承認して問題ないと思うが、計測は蓄熱槽の出口側で測るのが本来の趣旨なので、以後は推計ではなくできる限り蓄熱槽の出口側で実測していただきたい。

（森口委員）

- ・ 計画案提出の事業番号P24において、自治体自体が運営・管理者ではなく共同実施者になっている案件がある。共同実施者に自治体が自らになっている場合のクレジットの用途としては、どのようなことが想定されているのか。

（事務局）

- ・ 自治体自体が共同実施者になっているところは、おそらく規模が小さいために共同実施者になる外部団体等もないために自らが行っていると思われる。まだ何に使うかは完全には決まっていないと聞いているが、転売するなどして収益を確保することも視野に入れていると思われる。

（大塚委員）

- ・ 計画案提出の事業番号P16において、北海道グリーンファンドが各家庭にペレットストーブを導入した後も資産管理をしているのか。そして削減がどのように進んでいるのかの管理も出来るのか。また、ペレットストーブの所有権は北海道グリーンファンドに移るのか。

(事務局)

- ・ 資産管理や削減量の管理は運営・管理者である北海道グリーンファンドが行っている。ペレットストーブの所有権は移転せず各家庭にある。

<排出削減方法論の承認等について>

(森口委員)

- ・ テレビの方法論031、031-Aについては、方法論の申請を受け付けた時点で慎重な議論が必要であろうと申し上げたが、方法論031-Aが継続審議とされたことや方法論031のパブリックコメントへの回答など事務局には誠実に対応してもらったと思っている。相対的な効率は向上していても絶対的な排出量が増えてしまっただけでは意味がないという趣旨において、方法論031の内容が改善されたこと、使用実態の把握が困難というようなパブリックコメントに対して実測が必要と明言されたことについては支持したい。なお、パブリックコメントへの回答案にあるようにテレビの早期買い替えの懸念については、個別の排出削減事業の審査、承認の際に確認をお願いしたい。
- ・ 申請を受け付けた家畜排泄物の管理方法の変更に関する方法論034については、日本の総排出量の0.5~0.6%程度あり、5.5ガスの中で大きなシェアを占めているため、非常に重要ではないかと思う。一方、実態把握が難しい分野でもあるため、削減量の計算に用いる排出係数の精度向上や実測にも是非努めていただきたい。

<審査員制度の今後の運用について>

(大塚委員)

- ・ 資料7別添2の確認だが、審査員が審査・実績確認を行う場合、審査員は合理的保証で、提携審査機関は限定的保証ということでよいか。

(事務局)

- ・ そのとおり。審査員が合理的保証を与えることには変わりはないが、組織的レビューを行うという点で提携審査機関が限定的保証を与えるもの。

<参考資料1~3について>

(森口委員)

- ・ 参考資料1の「国内排出削減量認証制度活性化事業」において、図では矢印がみられないが大企業等からの売却益は最終的には国に戻るのか。

(事務局)

- ・ そのとおり。

文責：事務局